

# 香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町2丁目4-27-301

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

E-mail:ktr-ho01@athena.ocn.ne.jp

## 春の叙勲並びに知事表彰

### 【旭日双光章】



大野原町ほ場整備土地改良区  
柞田川沿岸土地改良区連合  
理事長 平野 清氏



大窪池土地改良区  
(前)理事長 岩崎敏之氏

2007年春の叙勲受章者が去る4月29日だけで発表された。この内、県関係の叙勲は県内在住者55人と県外在住者12人の計67人。

一方、憲法記念日に併せて去る5月2日、県功労者2人と地方自治並びに教育文化、土地改良など31分野で功績を残された各界功労者69人と1団体に知事表彰の発表がされた。

この内、旭日双光章自治功労として前大野原町長、大野原町ほ場整備土地改良区理事長の平野清氏、また、元飯山町議会議員、前大窪池土地改良区理事長の岩崎敏之氏が受章された。

平野清氏は昭和50年の初当選以来町議を4期、平成7年からは大野原町長として3期、この間、平成7年からは大野原町ほ場整備土地改良区理事長、柞田川沿岸土地改良区連合理事長として活躍され大野原町政の発展と農業の振興、生活環境の整備、教育施設の整備など住民福祉の向上に多大な功績を収められた。特に平成8年から11年にか

### 【知事表彰(土地改良功労)】



高松市鶴尾土地改良区

理事長 河野一公氏



三豊郡大野原町花畠土地改良区

(前)理事長 合田公俊氏

け中山間総合整備事業五郷地区に取組み水路、ため池、農道などの整備、更に平成12年からは生活環境の整備改善、豊穣池の水質改善に貢献する農業集落排水事業に着手し平成15年に完了、明るく住みよい地域社会づくりに努められた功績は誠に顕著で評価されている。

岩崎敏之氏は昭和30年に坂本村議会議員に初当選以降10期46年にわたり飯山町議会議員として地方自治の推進に精励されました。その間には議長、各種委員会委員長などの要職を歴任し飯山町の発展と土地改良事業等の事業振興に貢献された。

特に、平成6年からは大窪池土地改良区理事長として飯山町の農業用水の安定供給に尽力される一方、大窪池下流一帯の24ヘクタールにおいて飯山町初のほ場整備事業大窪谷地区の整備に取組み大東川支流大窪谷川の河川改修に併せてほ場の大区画化、用排水路、農道の整備に尽力された功績は高く評価されている。

他方、知事表彰では土地改良功労として高松市鶴尾土地改良区の河野一公氏、三豊郡大野原町花稻土地改良区の合田公俊氏が表彰された。

高松市鶴尾土地改良区理事長河野一公氏は昭和52年から副理事長、昭和60年からは理事長として今まで30年の長期にわたり土地改良区の発展と円滑な運営に尽力されるとともに地域農業の振興及び地域社会の発展を目指し土地改良事業を積極的に推進された。

特に、沖ノ池、三条池、新池等のため池や水路、樋門の改修について功績は大きいものがある。

三豊郡大野原町花稻土地改良区前理事長合田公

俊氏は昭和58年から理事として、平成元年から平成11年までは理事長として16年余の長期にわたり土地改良事業を積極的に推進された。この間土地改良区の運営と発展、特に、水源に厳しい地域であることから水源確保のための出水の維持管理、さく井の掘削などの土地改良事業に精励を尽くし、地域農業の発展に寄与した功績は大きいものがある。

今回受章をされた方々はこの道一筋、水と土の保全、郷土香川の発展に貢献されたことに対して敬意を表するとともに今後とも益々お元気でご活躍することをご祈念申し上げます。

## 農地・水・環境保全向上対策地域協議会設立総会開催



去る4月11日に西讃管内、12日は中讃管内、13日には東讃管内(小豆管内含む)の各管内毎に農地・水・環境保全向上対策地域協議会の設立総会が開催され、各地域協議会とも、4月16日には国へ地域協議会設立の承認申請を行い4月19日に承認された。

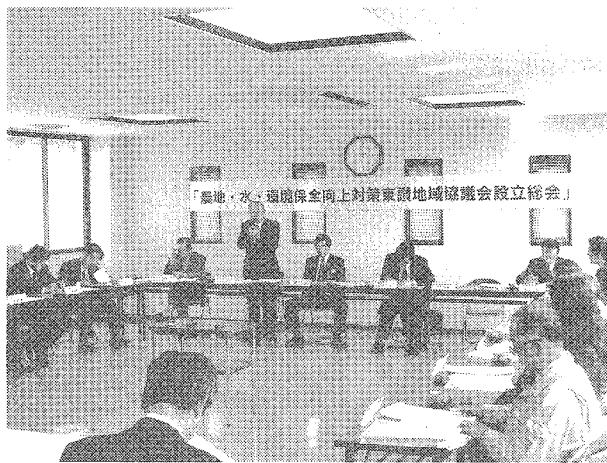
本協議会は、農家及び自治会・老人会・子供会等の関係者で組織した活動組織が農地・土地改良施設及び地域の環境を保全向上して行く活動を、支援・指導するため、県・市町・土地改良協議会・県土地改良連合会・JAのメンバーで組織されている。

国は本年度から農村地域において農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図るために、地域ぐ

るみでの効果の高い共同活動や農業者ぐるみで取組む先進的な営農活動を一体的、総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施することにしている。

この対策は農村地域が過疎化、高齢化、混住化等の進行により集落機能が低下し、従来、農家が守って来た農地、農業用水等の資源の保全が困難となっている現状ゆとり、やすらぎを求める国民の価値観の変化を踏まえてこれ等の資源を守る活動を支援するものである。

昨年は本事業実施上の問題点把握のために全国で約600地区、本県では8地区をモデル地区として選定し、実証実験事業に取組みましたが、これ等の活動結果を基に本対策の支援要件の検討が行



われこの度、要綱・要領が定められた。

この中では地方裁量制度を活用して本施策が地域の実情に即した効果の高い取組みとなるよう地域ごとに抱える課題に対して創意工夫を生かした項目を加味することによって、地域農業の持続的

な発展と農業農村が持つ多面的な機能の維持に積極的に貢献できるものとなるよう求められている。

各活動組織は市町と活動計画について協定を結び本協議会から承認を受け、本県では10アール当たり田4,400円、畑2,800円の支援が受けられる。更に、化学肥料や化学合成農薬の使用量を大幅に低減するなど地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を行う組織には各品目によって反当り1,500円から20,000円の交付金が受けられことになっている。

現在、県が地元要望を取り纏めをした結果では8市5町の179地区において約6,300ヘクタールの要望が出され、県はこれに対して厳しい予算の中ではあるが所要額の予算化をしている。

県下3地域協議会の役員は次の通り決定された。

	東讃地域協議会		中讃地域協議会		西讃地域協議会	
	氏名	所属団体	氏名	所属団体	氏名	所属団体
会長	石原 收	三木町長	池田 長義	綾歌土地改良協議会長	白川 精	三豊地区土地改良協議会長
副会長	十川 昭五	大川地区土地改良協議会長	千葉 宗和	仲多度土地改良事業推進協議会長	白川 晴司	観音寺市長
副会長	増田 昌三	高松市長			横山 忠始	三豊市長
監事	岡田 好平	土庄町長	口入田 寛	J A香川県綾坂営農経済センター長	三谷 茂貴	J A香川県三豊営農経済センター長
監事	中條 秀俊	J A香川県中央営農経済センター長	尾上 幸男	J A香川県仲多度営農経済センター長	浅野 修	香川県豊南農業協同組合代表理事組合長
事務局長	湊 敏好	香川県土連中部支所長	内海 幾夫	香川県土連仲多度支所長	上原 秀雄	香川県土連三豊支所長

## 段階的基盤整備等実証調査事業(新規) ～地域の発展段階に応じた段階的整備等の推進～

### 1. 趣旨

- (1) 農地は我が国の食料供給力の確保を図る上で最も重要な要素であるが、一度荒らすと元に戻すことは容易ではない。
- (2) 平成15年度末時点では全国におよそ100万haの未整備水田が存在しており、このよう農地においても営農は行われているものの、担い手は未整備地を借りたがらない傾向にあることから、後継者不足によるこうした農地の荒廃化が懸念されている。
- (3) このため、農地の利用集積の状況など地域の農業構造改革の進展に応じて、畦畔撤去による最小限度の区画拡大を行う等担い手が必要とする基盤整備を選択する方式(段階的な整備)を行うことにより基盤整備後だけでなく将来の世代交代時等における担い手への集積を推進する必要あると考えられる。
- (4) このようなことから、国が指針を作成し、地域の発展段階に応じた整備を行う等、段階的整備等の考え方を導入した基盤整備の取組を重ねることを通じて、更なる担い手の育成・確保の契機となる新たな整備手法を全国的に推進し、ひいては望ましい農業構造の確立及び農村社会の持続的な発展に資するものとする。

### 2. 事業内容

#### (1) 段階的基盤整備等実証計画の策定

厳選したモデル地区において地域の営農ビジョンや担い手の規模拡大の意向等を把握するとともに、段階的整備の導入における諸課題を地域で組織される団体において分析・検

討し、地域の発展段階に応じた必要最低限の整備計画を、直営施行の可能性を検討しつつ策定する。

(段階的基盤整備は経営体育成基盤整備事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等を活用)

#### (2) 段階的基盤整備等導入指針の策定

段階的整備の導入により発揮される効果を定量的・定性的に提示するとともに、(1)と連携しながら、段階的基盤整備等を推進するために必要とされる諸課題に対応するための指針を有識者の議論等を踏まえ取りまとめる。

### 3. 事業実施主体等

#### (1) 事業実施主体：都道府県、市町村、土地

改良区等〔2.(1)〕

民間団体〔2.(2)〕

#### (2) 採択要件：一定の整備を施すことにより農地の遊休化が防止でき、段階的に担い手への利用集積が進むことが期待できる地域

#### (3) 補助率：定額

#### (4) 事業実施機関：平成19年度～平成21年度

### 4. 平成19年度予算額(平成18年度予算額)

段階的基盤整備等実証調査事業

30,000千円(一)

〔関連整備〕(経営体育成基盤整備事業

74,600,000千円の内数)

(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

34,088,000千円の内数)

【担当課(室)：農地整備課経営体育成基盤整備推進室】

## 農業生産法人等育成緊急整備事業（新規）

～望ましい農業構造の確立と農村社会の持続的な発展に向けた基盤整備の推進～

### 1. 趣旨

- (1) 品目横断的経営安定対策の導入を受けて、地域農業の構造改革の加速化が図られることとなるが、一方、改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型農業地域においては、社会的・地理的状況等によって意欲と能力のある個別経営の育成がしづらいところも想定され、改革の停滞が危惧される。
- (2) また、基本法においては、「国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」ために必要な施策を講ずることとされており、「農業構造の展望」においては、平成27年度までに法人経営・集落営農経営は3～5万程度の育成が見込まれ、望ましい農業構造の確立が図られるものとしている。
- (3) このような状況のなか、優れた経営者としての能力を身に付け、意欲をもって農業経営の発展を目指す農業生産法人等を、地域農業の再編のきっかけとなる基盤整備を契機として緊急的に育成し、望ましい農業構造の確立及び農村社会の持続的な発展に資するものである。

### 2. 事業内容

- ① 地域における農業生産法人等の育成状況、農地の整備及び利用集積の状況を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するのであり、次に掲げるア～オの事業のうち2以上（ア又はイは単独でも可）の事業を実施。

ア 暗渠排水 イ 区画整理 ウ 客土

エ 農業用排水施設 オ 農道

- ② ①と密接な関連のある農村生活環境整備事業、農業生産法人等育成促進事業等を実施。

### 3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：都道府県等
- (2) 採択要件：
  - ① 受益面積が20ha以上であること
  - ② 品目横断的経営安定対策の対象経営体となる農業生産法人等が事業完了時までに育成されること
  - ③ 事業実施主体は、ア) 法人の育成方針、イ) 法人等への農地の利用集積方針、ウ) 法人の経営手法等が定められた農業生産法人等育成土地改良整備計画を策定すること
  - ④ 事業実施主体は、事業完了後5年間、農業生産法人等育成土地改良整備計画に係る評価を行い報告を行うこと
  - ⑤ 事業の完了時において、農業生産法人等への経営等農用地面積シェアーが一定以上になること
- (3) 補助率：内地・北海道50%、中山間55%、沖縄75%、離島55%
- (4) 事業実施期間：平成19～23年度（採択期間）

### 4. 平成19年度予算額(平成18年度予算額)

1,000,000千円（0）

【担当課（室）：農地整備経営体育成基盤整備推進室】

## 水土保全強化対策事業（拡充） (土地改良換地等促進事業の拡充)

### 1. 趣旨

(1) 全国及び都道府県土地改良事業団体連合会は、換地技術者の技術力の向上、換地業務実施地区の指導等換地処分促進のための事務指導等を行うとともに、ほ場整備等基盤整備事業完了地区における担い手への農用地の利用集積を加速させるための技術的指導及び支援を、全国農業会議所等は、交換分合の実践的・技術的指導等を各々事業主体として、換地処分及び交換分合の適正かつ円滑な推進と効率的かつ安定的な担い手の育成による構造改革の加速化に資するものとして平成17年度から水土保全強化対策事業（土地改良換地等促進事業）を実施してきているところである。

(2) しかしながら、農用地の集団化、利用集積の重要な法律的手法である交換分合について

は、都道府県農業会議による事業の啓発を進めているが、地域によっては、ほ場整備等の実施コセンサスを高めるため、交換分合により基盤整備事業着手前の権利地の整序を行っているところもあり、こうした地域にあっては都道府県土地改良事業団体連合会による換地事務の指導とともに交換分合の指導も併せて効率的に実施する必要がある。また、複数市町村に及ぶ地域から交換分合実施の機運が生じてきた場合は、その機会を逃さず、当該地域について、緊急性を見極めつつ交換分合の実施主体の設定、年次計画の設定指導等を行い、計画的かつ効率的な実施に導く必要がある。

(3) このため、交換分合の啓発普及等について以下の拡充が必要である。

### 2. 事業内容

拡充	現行
ア 土地改良施設管理指導事業	ア 土地改良施設管理指導事業
イ 土地改良換地等促進事業	イ 土地改良換地等促進事業
① 換地技術者等に対する研修・地区指導等	① 換地技術者等に対する研修・地区指導等
② 農地利用集積推進対策	② 農地利用集積推進対策
③ 交換分合の啓発普及等【拡充】	③ 交換分合の啓発普及等
ウ 土地改良相談事業	ウ 土地改良相談事業

### 3. 拡充内容

#### 交換分合の啓発普及の拡充

ア 啓発普及の事業主体として、地域の実情に応じて事業主体の選択を可能とし、都道府県農業会議に加えて土地改良区による交換分合を指導するため都道府県土地改良事業団体連合会を追加する。

イ 複数市町村に及ぶ広範囲な地域からの指導要請について、事業指導関係機関によるチームを構成し、要請に対して機動的に応える出前指導の実施。

### 4. 事業実施主体

#### (1) 事業実施主体(下線部分の事業主体を追加)

ア 土地改良施設管理指導事業

[略]

イ 土地改良換地等促進事業

① 換地技術者等に対する研修・地区指導等

全国土地改良事業団体連合会、都道府県土地改良事業団体連合会

② 農地利用集積推進対策

全国土地改良事業団体連合会、都道府

県土地改良事業団体連合会

③ 交換分合の啓発普及

全国農業会議所、都道府県農業会議、  
都道府県土地改良事業団体連合会

ウ 土地改良相談等事業

[略]

(2) 補助率

ア 土地改良施設管理指導事業

[略]

イ 土地改良換地等促進事業

全国土地改良事業団体連合会、全国農業  
会議所 定額

都道府県土地改良事業団体連合会、都道

府県農業会議 1 / 2

ウ 土地改良施設管理指導事業

[略]

(3) 事業実施期間

平成19年度から平成22年度まで（拡充）部  
分のみ

5 平成19年度予算額（平成18年度予算額）

549,595 (548,427) 千円

（うち拡充部分 1,168千円）

【担当課：農振興局企画部土地改良企画課】

## 香川県水土里情報利活用促進協議会 設立総会開催

### 香川県水土里情報利活用促進協議会設立総会

去る4月27日（金）、丸亀市綾歌総合文化会館（アイレックス）に於いて、県・市町・土地改良区・農業協同組合・香川県農業会議・農業委員会・香川県農業共済組合連合会・農業共済組合・香川県農業振興公社、82団体が参加し「香川県水土里情報利活用促進協議会」の設立総会が開催された。

設立総会の開催にあたり、水土里ネット香川山地常務理事が開会挨拶を行い、続いて、香川県農政水産部農村整備課高尾課長より来賓挨拶を頂いた。

設立総会では議案は全て原案どおり承認された。

#### 承認された議案

第1号議案 香川県水土里情報利活用促進協議会規約について

第2号議案 役員の選任について

#### 承認された協議会役員

会長 香川県土地改良事業団体連合会

副会長 高松市産業部土地改良課

副会長 香川用水土地改良区

常務理事 山地 孝士

課長 大谷 光男

事務局長 兼間 和行

さぬき“水の歴史考”

平井忠志

(「四国作家」同人)

## (45) 二股かけた水掛かりの悲哀

### はじめに

坂出市の綾川沿岸に、北条池を水源とする五百ヘクタール余の水田が広がる。昔は、北条池から放出した用水を一旦綾川に放流し、川に設けられた十指に余る井関で、綾北八か村（坂出市）を潤していた。

そんな中で林田村本村（林田町）のわずか五ヘクタールの水田が、どの井関からも水をもらえず、このため干ばつの度に辛酸をなめていた。この水掛かりが江戸時代の中頃、大庄屋に水利の斡旋を願い出た文書が残されている。改めて末端水掛かりの悲哀に、スポットを当ててみたい。

### 今も整然と条里の跡

かつて讃岐は、条里制による水田開発の先進国であった。中でも綾川下流東岸の加茂、神谷、高屋、林田地域は、今も整然と碁盤目の条里の区画が残っている。

七世紀の中頃、大和朝廷は公地・公民・公水の原則を打ち出している。そして「國々、堤を築くべき地、溝穿るべき所、田墾くべき間、均しく給いて造らしむべし」（『日本書紀』の大化二年の条）と、盛んに水田と用水の開発を進めている。そして七世紀末ごろには、条里制による開拓が盛んに行われた。

綾川下流は、いつの年代に開発されたか定かでないが、恐らく奈良時代から平安時代にかけて、条里が整えられたものと思われる。

### 水源は萱原池（北条池）

この地域の水源は古来、綾川に多くの井関を設けて取り入れていた。このため江戸時代に入り、水田の開発が進むにつれ用水が不足し、干害と水争いが絶えなかった。

北條池土地改良区・池田長義理事長（県土地改良連合会長）によると、これを憂えた林田村の富豪・宮武氏が、ため池の築造を藩に請願し、自らも私財を投入して萱原村（綾川町滝の宮）に築いたのが萱原池（北條池と改称）であるという。



北條池（綾川町萱原）

池が築かれた年代は延宝年間（1673～80）（『綾井家文書』）で、『全讃史』（中山城山著）によると、高松藩の池築造技術者・矢延平六が、設計施工に携わったとある。

### 綾川に放流し井関から取水

こうして「満濃大郎」に次ぐ「北條次郎」と呼ばれる巨大な池が築造された。高松藩の水利台帳である『池泉合符録』（宝暦五年）によると、「萱原池・右水掛かり高五千八百五十八石九斗八合」とあり、当時すでに五百ヘクタールに余る水田が、開発されていたことが推定できる。

だが水田への取水は、従来と変わらなかった。北條池の貯水は一旦、綾川に放流され従来の十指に余る井関から取り入れて、綾北八か村（坂出・西ノ庄・江尻・林田・氏部・鴨・神谷・高屋・青海）を潤したのである。

### 碁盤目の水路が仇あだ

各井戸から取り入れた幹線導水路は、碁盤目の条里に沿って流下する。更にその途中から、両側に幾つもの支線水路が延びている。つまり、すべての幹支線水路が碁盤目に沿った配水方式になっている。

三ヶ庄用水もその一つである。綾川の三ヶ庄井戸から取り入れて、神谷・高屋・青海の三か村(三ヶ庄)を潤す。そのすぐ下流に氏部井戸があり、氏部用水路で氏部村と林田村の一部を潤している。

問題の林田村の本村5町歩の水田は、氏部用水掛かりの末端である。さらに三ヶ庄用水掛かりの高屋村にも隣接している。このため豊水の年には、どちらの水路からでも自由に取水できるが、その反面、干ばつの時はどちらからも繼子扱いをされる、という苦しさがある。

### 干ばつ連續の寛政時代

林田村と高屋村の水争いは、江戸時代中期の寛政年間(1789~1801)に起こった。寛政といつてもあまりピンと来ないかも知れないが、讃岐の牟礼町出身の儒学者・柴野栗山が、幕府の政治顧問として活躍し、「寛政の改革」を断行した時代である。ちなみに香川県歴史博物館では平成十八年末に、栗山の没後二百年を記念して「柴野栗山展」を開催している。

そんな寛政年間に讃岐では、大干ばつが続いている。寛政二年、四年、六年、八年、九年とほぼ一年おきに続く。寛政二年の夏、高屋村は三ヶ庄用水路の分け股をせいて、林田村の本村5町歩への流れを遮断したため、林田村と紛議をかもしている。この争いは翌年も翌々年も、その後も数年間続いた。

### 林田村が大庄屋に訴願

寛政十年四月に、林田村の本村5町歩は大庄屋に和解あっせんを訴願した。その言い分は、こうである。

- ① 本村5町歩は、昔から三ヶ庄用水を引き入れていたが、近年は高屋村百姓が井手筋をせいで水をくれない。去る寛政二年には高屋村の庄屋に直接訴えて、ようやく井手筋を明けさせた。
- ② 寛政四年にも水が貰えず、大庄屋様に訴えて現地検分の結果、やっと井手筋を明けさせた。
- ③ 去々年も去年も同様に水が貰えず、紛議をかもしたが、そのうち雨が降り、うやむやになった。
- ④ 今後、かかることが無いよう、高屋村によく言い聞かせてもらいたい。

### 高屋村の回答

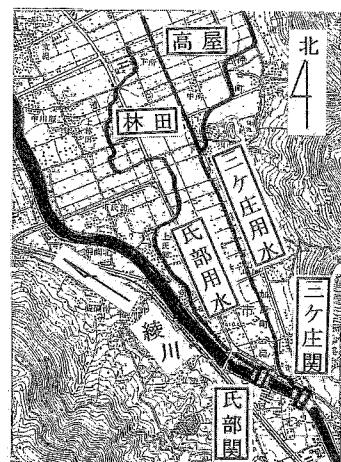
この訴えに対して、高屋村が『奉願返答口上』を差し出したのは、寛政十三年二月であった。

- ① 三ヶ庄用水は、神谷、高屋、青海、三か村の番水(取水日の割当て)で配水する決まりである。昔から他村に番水を分けた例はない。高屋村の庄屋が了承したというが、そんなはずはない。
- ② 寛政四年、大庄屋様から、高屋村の番水を分け与えるよう指示があったが、私どもは「未だかつて、そんな先例も慣行もない」と、重ねてお断り申し上げている。
- ③ 本村5町歩は、もともと氏部用水の水掛かりである。いつの頃からか三ヶ庄用水掛かりと言い張り、二股かけて用水の確保を目論んだものである。

### 拒否されラチ明かず

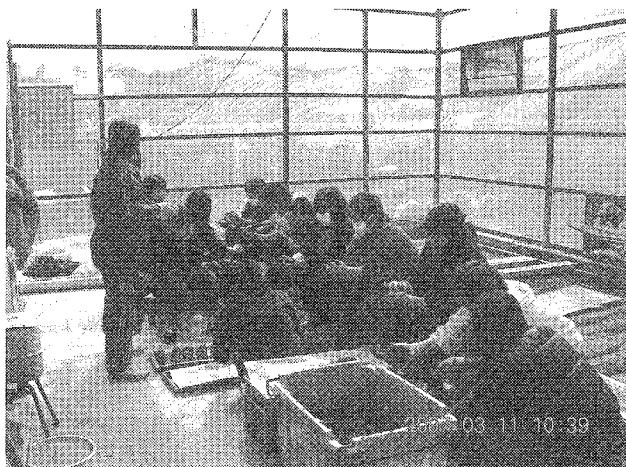
この水論は双方が譲らず、仲裁はラチ明かずに終わっている。たとえ大庄屋のあっせんとはいえ、一度でも水を渡すとそれが慣行になる。高屋村はそれを恐れたのであろう。地勢上、二股かけざるを得なかつた小さな水掛かりの悲劇である。

いまこの地域は香川用水の通水により、潤沢な用水を保証され、昔の激しい水論を知る人は少ない。讃岐の水利慣行の厳しさを物語る、貴重な資料といえよう。



三ヶ庄用水と氏部用水(坂出市)

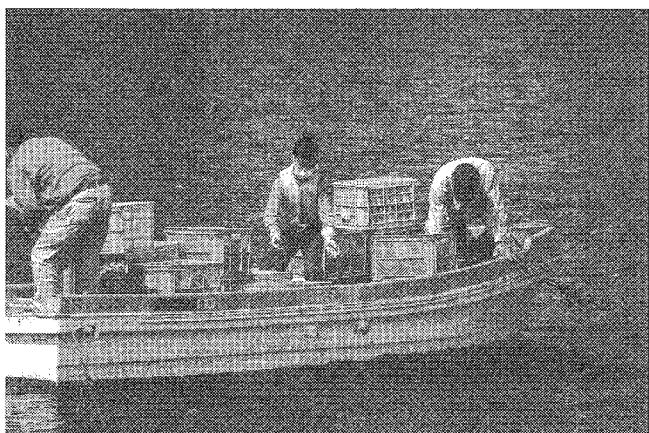
## 小山池、EMだんごによる水質浄化作戦



EMだんごを作る水利組合役員と地域住民

高松市植松町の小山池（貯水量9万2千トン、堤高9m、堤長200m）では、昨年よりEMだんごによる水質浄化作戦を展開している。

小山池水利組合（組合長河野行雄）の役員をはじめ、自治会や子供会、近隣団地の住民などが参加して、EM菌を活用したEMだんご約3千個を作り池に投入。ボートに乗りEMだんごを投入した子どもは「遊園地に行くより楽しかった」と話してくれた。ため池の中に浮島を設置して葦や菖蒲を植栽したり、堤防の草刈りや休憩所の清掃など地域住民が一体となって、ため池の維持管理活動に取組んでいる。



ボートでのEMだんご投入

手に取っていただき  
て、ありがとうございます。  
私たちも、総合の学習  
で、小山池について  
調べました。  
そしてみんなさんに小  
山池のことを知ら  
もらうために、調べた  
ことをパンフレットに  
しました。

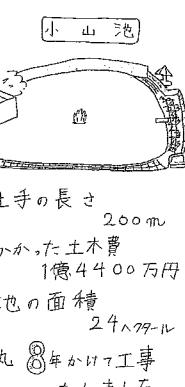
せひ  
読んでみて  
下さい。

小山池の由来。  
小山池は、もともと  
小さい山のすぐでした  
けれど、山を削り、  
団地と池を作ること  
になりました。  
それが今の植松団地  
と小山池です。  
なので池の名前は  
もとの小さい山のそ  
からきたのかもしれません。  
加賀・横井

ちなみに、植松団地には坂が多いのも  
山を削ったからです。

小  
山  
池

小山池は、数百年前  
植松町に築造されました。昭和21年12月  
に南海地震で提  
防に亀裂ができた、  
大改修工事をしました。  
以来、いくどか復旧  
工事が行われました。  
これを解決するため、  
昭和56年4月に全  
面的な改修工事が  
行われ、平成2年3月  
に完成しました。



毎月1回ずつ  
植松団地の自治会  
が主体となって、清掃  
活動を行っています。  
3月には植松団地  
の子供会の子どもたちと  
近所の人たちが、  
水をきれいにできる  
園子を作り、池に  
投げて、池の水を  
きれいにする活動を  
手伝っています。

高松市立下笠居小学校の児童が作った小山池のパンフレット

第7回 かかわの農村・ふるさと景観  
写真コンテスト作品募集!!



みつけよう! ふるさと香川の美しい風景

## 見直そう! わがふるさと

(香川県の農業・農村風景をテーマにした作品で未発表の作品)

平成19年4月1日～平成19年11月30日

※平成20年2月 審査会・結果発表(予定)

プロ・アマを問わず自由とします。

サービスサイズ以上のカラープリント、デジカメ可  
※組写真・合成写真は除きます。(詳細はチラシ裏面を参照下さい。)

裏面応募票に必要事項を明記の上、作品と一緒に右下の応募先にお送りください。

主催者において審査を行います。

審査結果は入賞者への商品の発送をもってかえさせていただきます。  
また、入賞の際は原版(ネガまたはポジ)デジタルカメラの場合はCD-R、  
MO等の電子媒体(展示会に使用するため解像度の高いもの・ファイル  
形式JPEG)の提出をお願いします。

応募作品は返却しません。

入選作品の版権は、主催者に帰属します。

写真に人物が写っている場合、肖像権侵害等の責任は負いませんので、  
応募に際しては必ず本人(被写体)の承諾を得てください。

最優秀賞…1点 盾・副賞(香川の特産品5万円相当)

優秀賞…4点 盾・副賞(香川の特産品3万円相当)

入選…5点 盾・副賞(香川の特産品1万円相当)

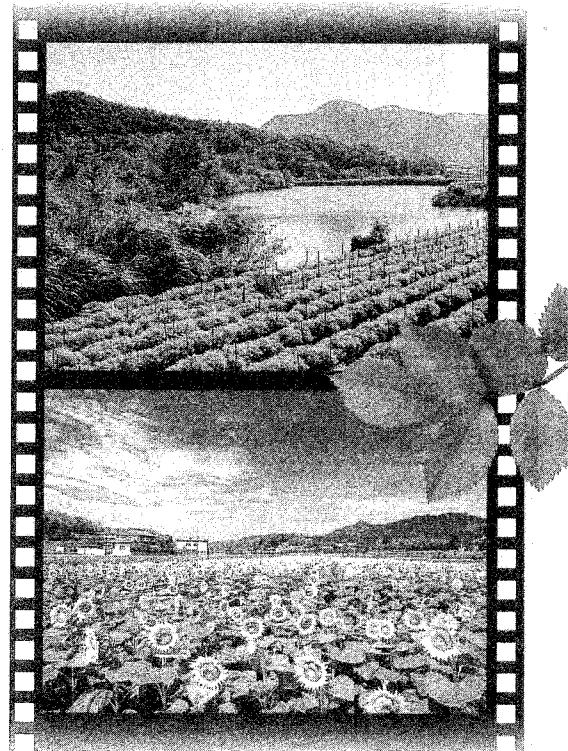
佳作…10点盾・副賞(香川の特産品5千円相当)

特別賞…香川県農業協同組合中央会長賞

1点 盾・副賞

香川県土地改良事業団体連合会長賞

1点 盾・副賞



〒760-8570

香川県高松市番町4丁目1-10

香川県農政水産部農村整備課

写真コンテスト係

TEL..087-832-3448

## 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

「中山間ふるさと・水と土保全対策事業(ふるさと水と土基金)」は、農地や土地改良施設などの多面的な機能の発揮や地域住民活動の活性化に大きな役割を担っています。



### かがわの農村ふるさと景観写真コンテスト

棚田やため池などからなる農村の持つ素晴らしさを再発見し、その理解を深めるために、写真コンテストを実施しています。私たちのふるさとには、美しい農村風景や、農村伝統文化があります。これらは農家を中心とする地域の人達の共同活動によって良好に保存されてきました。しかし、農村地域全体における過疎化、後継者不足及び混住化の進行に伴い、このような活動が低下しつつあります。そこで、写真を通じて農村の美しい自然や文化を再発見し、農村の現状を再確認することで、わがふるさとを保全していく機会とするため、本コンテストを実施します。

#### 応募細則

- ◎近作で応募者本人が撮影した未発表の作品に限る。
- ◎作品は、香川県内で撮影されたものとする。県外等の写真は失格とする。
- ◎応募作品(フィルム等を含む)は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- ◎被写体に人物が含まれている場合、主催者は肖像権侵害等の責任は負いません。
- ◎第三者からの権利侵害等の苦情についてはすべて応募者の責任とします。
- ◎入賞作品決定後、主催者が類似作品又は二重応募作品と認めた場合、入賞を取り消すことがあります。
- ◎デジタルカメラで撮影した作品の場合、画像加工した作品は失格とします。
- ◎入賞者には入賞作品のネガ・ポジフィルム・デジタルデーターの原版を提出していただきます。
- ◎入賞作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- ◎応募に際しては、応募票に所定の項目を記入し写真を添えて提出してください。
- ◎応募用紙に記入いただいた個人情報は、展覧会などでの入選者の氏名表示、副賞の発送にのみ使用し、その他の目的には使用しません。

## 会と催し

4月9日	香川県農地・水・環境保全向上対策推進本部総会 (高松市)	18日	平成19年度土地改良換地対策全国協議会総会、換地等促進担当者全国会議 (東京都)
9日	農地・水・環境保全向上対策西讃地域協議会幹事会 (観音寺市)	20日	農地・水・環境保全向上対策事業担当者会議 (高松市)
11日	農地・水・環境保全向上対策西讃地域協議会設立総会 (観音寺市)	23日	常任会議員会議 (香川県農業会議) (高松市)
12日	農地・水・環境保全向上対策東讃地域協議会幹事会 (高松市)	23日	水土里情報利活用促進協議会設立準備会 (高松市)
12日	農地・水・環境保全向上対策東讃地域協議会設立総会 (高松市)	23日	三豊市担い手育成総合支援協議会幹事会 (三豊市)
13日	農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会幹事会 (善通寺市)	24日	水土里情報利活用促進事業担当者会議 (東京都)
13日	農地・水・環境保全向上対策中讃地域協議会設立総会 (善通寺市)	24日	観音寺市担い手育成総合支援協議会通常総会 (観音寺市)
13日	香川県水田農業振興協議会総会 (高松市)	26日	三豊市担い手育成総合支援協議会通常総会 (三豊市)
17日	平成19年度第1回地域農業再生推進協議会幹事会 (観音寺市)	27日	水土里情報利活用促進協議会設立総会 (丸亀市)